

議案第9号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

| 59 |

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>32</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置目的</th><th>積立て</th><th>運用益金の整理又は処理</th><th>処分事由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td></tr> <tr> <td>24 鳥取県消費</td><td>消費生活相談の複雑化・</td><td>一般会計 歳入歳出</td><td>一般会計 歳入歳出</td><td>当該基金の設置目的</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計 歳入歳出	一般会計 歳入歳出	当該基金の設置目的	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から<u>24</u>の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>設置目的</th><th>積立て</th><th>運用益金の整理又は処理</th><th>処分事由</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">略</td></tr> <tr> <td>24 鳥取県消費</td><td>消費生活相談の複雑化・</td><td>一般会計 歳入歳出</td><td>一般会計 歳入歳出</td><td>当該基金の設置目的</td></tr> </tbody> </table>	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	略					24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計 歳入歳出	一般会計 歳入歳出	当該基金の設置目的
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計 歳入歳出	一般会計 歳入歳出	当該基金の設置目的																											
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由																											
略																															
24 鳥取県消費	消費生活相談の複雑化・	一般会計 歳入歳出	一般会計 歳入歳出	当該基金の設置目的																											

	者行政活性化基金	高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	予算に定める額	予算に計上して当該基金に積立て	を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。		者行政活性化基金	高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。	予算に定める額	予算に計上して当該基金に積立て	を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
25	鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難する方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。						
26	鳥取県介護職員処遇改善等臨時	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財						

特例基 金	遇改善を行う 介護事業者を 支援すること により、介護 職員の処遇の 改善を図り、 もって介護 サービスに従 事する人材の 確保及び育成 を推進するこ と。		積立て	源に充てる とき。				
27 鳥取 県介護 基盤緊 急整備 等臨時 特例基 金	介護が必要 な高齢者のた めの施設の整 備を促進し、 県内における 介護サービス の充実を図る こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。				
28 鳥取 県医療 施設耐 震化臨	災害時の医 療を確保する ため、災害拠 点病院、救命	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要				

	時特例基金	救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。		該基金に積立て	な経費の財源に充てるとき。				
29	鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。				
30	とつとり発グリーンニューディ	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財				

	ール基 金	により雇用創 出及び中長期 的に持続可能 な地域経済社 会の構築を図 ること。		積立て	源に充てる とき。								
31	鳥取 県緑の 産業再 生プロ ジェク ト基金	間伐等の森 林整備の加速 化と間伐材等 の森林資源を 活用した森 林・木材産業 等の再生を図 り、もって地 球温暖化防止 に向けた森林 吸収目標の達 成と木材・木 質バイオマス を活用した低 炭素社会の実 現に資するこ と。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会計 歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。								
32	鳥取	経済的理由	一般会計	一般会計	当該基金								

県授業 料減免 ・奨学 金基金	により修学が 困難な高等学 校の生徒の学 資を負担する 者に対し授業 料等の減免を 行うとともに に、高等学校 等に在学する 生徒に対し奨 学生金の貸与を 行うことによ り、これらの 者の経済的負 担の軽減を図 ること。	歳入歳出 予算に定 める額	歳入歳出 予算に計 上して当 該基金に 積立て	の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。							
--------------------------	---	---------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。